

◎新潟県訓令第7号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中別表の号及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の号及び別表の細目の号（以下「移動別表号等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の号及び別表の細目の号（以下「移動後別表号等」という。）が存在する場合には当該移動別表号等を当該移動後別表号等とし、移動別表号等に対応する移動後別表号等が存在しない場合には当該移動別表号等（以下「削除別表号等」という。）を削り、移動後別表号等に対応する移動別表号等が存在しない場合には当該移動後別表号等（以下「追加別表号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号及び別表の細目の号の表示並びに削除別表号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号及び別表の細目の号の表示並びに追加別表号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第1</b>（第3条関係） 副知事専決事項 (1)～(3)（略） (4) <u>処分についての審査請求、再調査の請求及び再審査請求の裁決及び決定をすること。</u></p> <p><b>別表第2</b>（第4条関係） 部長共通専決事項 (1)～(5)（略） <u>(6)（略）</u> <u>(7) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定により、審理員を指名すること。</u> (8) 不作為についての<u>審査請求の裁決</u>をすること。 (9)（略） (10) <u>審査請求、再調査の請求及び再審査請求に係る処分について、処分の効力、処分の執行、手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置及びこれらの取消しをすること。</u> (11)～(21)（略）</p> <p><b>別表第3</b>（第5条関係） 課長共通専決事項 (1)～(12)（略） (13) <u>審査請求、再調査の請求及び再審査請求の裁決及び決定のために必要な措置をすること。</u> <u>(13)の2 新潟県行政不服審査会に諮問すること。</u> (14)～(31)（略）</p>	<p><b>別表第1</b>（第3条関係） 副知事専決事項 (1)～(3)（略） (4) <u>不服申立て（不作為に係るものを除く。）の裁決及び決定をすること。</u></p> <p><b>別表第2</b>（第4条関係） 部長共通専決事項 (1)～(5)（略） <u>(6) 削除</u> <u>(7)（略）</u></p> <p>(8) 不作為についての<u>不服申立ての裁決及び決定</u>をすること。 (9)（略） (10) <u>不服申立てに係る処分について、処分の効力、処分の執行、手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置及びこれらの取消しをすること。</u> (11)～(21)（略）</p> <p><b>別表第3</b>（第5条関係） 課長共通専決事項 (1)～(12)（略） (13) <u>不服申立ての裁決及び決定のために必要な措置をすること。</u> (14)～(31)（略）</p>

別表第4（第6条関係）

（略）

総務管理部

（略）

情報政策課	
部長専決事項	課長専決事項
（略）	(1) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</u> （平成14年法律第153号）第17条第4項及び第36条第2項の規定により、 <u>地方公共団体情報システム機構が提供を行う情報の範囲等について取決めを締結すること。</u> (2) <u>放送法（昭和25年法律第132号）第174条の規定により、放送の業務の停止を命ずること。</u> (3) （略）

（略）

税務課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(3) （略）	（略）
(4) <u>県税に係る審査請求の裁決をすること。</u>	

（略）

（略）

防災局

（略）

消防課	
局長専決事項	課長専決事項
(1) （略）	（略）
(2) <u>火薬類取締法第55条第1項の規定による審査請求に対する意見の聴取をし、及び裁決をすること。</u>	
(3) （略）	

別表第4（第6条関係）

（略）

総務管理部

（略）

情報政策課	
部長専決事項	課長専決事項
（略）	(1) <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律</u> （平成14年法律第153号）第17条第4項の規定により、提供を行う情報の範囲等について取決めを締結すること。 (2) <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第46条第2項の規定により、指定認証機関に対し必要な措置を講ずべきことを指示すること。</u> (3) （略）

（略）

税務課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(3) （略）	（略）
(4) <u>県税に係る不服申立ての裁決又は決定をすること。</u>	

（略）

（略）

防災局

（略）

消防課	
局長専決事項	課長専決事項
(1) （略）	（略）
(2) <u>火薬類取締法第55条第1項の規定による審査請求及び異議申立てに対する意見の聴取をし、及び裁決又は決定をすること。</u>	
(3) （略）	



<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 農業協同組合法第64条第2項の規定による解散の<u>決議</u>の認可をすること。</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第42条第1項の規定により、農業委員会ネットワーク機構の指定をすること。</u></p> <p>(13) (略)</p>	<p>(1) 農業協同組合法第11条の45の規定により、行政庁に属する権限を行うこと。</p> <p>(2) 農業協同組合法第40条第1項の規定により、<u>一時理事又は監事</u>を選任すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 農業協同組合法第94条の2の規定により、監督上必要な命令(同条第3項に規定する省令で定めるものを除く。)をすること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>農業委員会等に関する法律第44条第2項の規定により、業務規程を変更すべきことを命ずること。</u></p> <p>(8) 農業委員会等に関する法律第49条の規定により、監督上必要な命令をすること。</p> <p>(8)の2～(17) (略)</p>
--	---

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 農業協同組合法第64条第2項の規定による解散の<u>議決</u>の認可をすること。</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p>	<p>(1) 農業協同組合法第11条の26の規定により、行政庁に属する権限を行うこと。</p> <p>(2) 農業協同組合法第40条第1項の規定により、<u>仮理事又は仮監事</u>を選任すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 農業協同組合法第94条の2の規定により、監督上必要な命令(同条第3項に規定する省令で定めるものを除く。)及び指示をすること。</p> <p>(5) <u>農業協同組合法第97条の規定により、組合施設の専用契約を取り消すこと。</u></p> <p>(5)の2 (略)</p> <p>(5)の3 (略)</p> <p>(6) <u>農業倉庫業法(大正6年法律第15号)第16条の規定により、監督上必要な命令又は処分をすること。</u></p> <p>(7) <u>農業倉庫業法第17条の規定により、事業の停止を命じ、又は認可を取り消すこと。</u></p> <p>(8) 農業委員会等に関する法律第53条の規定により、監督上必要な命令をすること。</p> <p>(8)の2～(17) (略)</p>
---	--

地域農政推進課	
部長専決事項	課長専決事項
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定により、<u>農業委員会ネットワーク機構</u>の意見を聴き、農用地区域</p>	<p>(略)</p>

地域農政推進課	
部長専決事項	課長専決事項
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定により、<u>新潟県農業会議</u>の意見を聴き、農用地区域内における開</p>	<p>(略)</p>

内における開発行為について許可をし、又は協議を受けること。

(4) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条の規定により、農業委員会ネットワーク機構及び農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を聴き、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定め、又はこれを変更すること。

(5)・(6) (略)

(7) 農地法第39条（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴き、特定利用権を設定すべき旨の裁定をすること。

(8)～(12) (略)

(略)

食品・流通課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(13) (略) <u>(14) 農産物検査法（昭和26年法律第144号）第16条の規定により、職員に、表示を除去させ、若しくは抹消させ、又は検査証明書の返還を求めさせること。</u> <u>(15) 農産物検査法第21条第2項の規定により、業務規程を変更すべきことを命ずること。</u> <u>(16) 農産物検査法第22条の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。</u> <u>(17) 農産物検査法第</u>

発行為について許可をし、又は協議を受けること。

(4) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条の規定により、新潟県農業会議及び新潟県農業協同組合中央会の意見を聴き、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定め、又はこれを変更すること。

(5)・(6) (略)

(7) 農地法第39条（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、新潟県農業会議の意見を聴き、特定利用権を設定すべき旨の裁定をすること。

(8)～(12) (略)

(略)

食品・流通課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(13) (略)

23条の規定により、農産物検査を行うべきこと又は業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。

(18) 農産物検査法第24条第1項から第3項までの規定により、登録検査機関の登録を取り消すこと。

(19) 農産物検査法第24条第2項の規定により、農産物検査の業務の停止を命ずること。

(20) 農産物検査法第33条第2項の規定により、適切な措置をとること。

(略)

農地部

(略)

農地整備課

部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) (略) (2) <u>土地改良法第97条第6項（同法第111条において準用する場合を含む。）の規定により、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴き、交換分合計画を定めるよう農業委員会に指示すること。</u>

土木部

(略)

道路管理課

部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(2)の2 (略) (3) <u>道路法第47条の8第1項の規定により、道路一体建物に関する協定を締結すること。</u> (4) <u>道路法第47条の11の規定により、道路保全立体区域の指</u>

(略)

農地部

(略)

農地整備課

部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) (略) (2) <u>土地改良法第97条第6項（同法第111条において準用する場合を含む。）の規定により、新潟県農業会議の意見を聞き、交換分合計画を定めるよう農業委員会に指示すること。</u>

土木部

(略)

道路管理課

部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(2)の2 (略) (3) <u>道路法第47条の7第1項の規定により、道路一体建物に関する協定を締結すること。</u> (4) <u>道路法第47条の10の規定により、道路保全立体区域の指</u>

	定、変更及び解除を すること。 (4)の2～(14) (略)
(略)	
都市政策課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)から(4)まで 削除	(1)から(7)まで 削除
(5)～(13) (略)	
(14)から(24)まで 削除	
	(8)～(16) (略) (17)から(22)まで 削除

	定、変更及び解除を すること。 (4)の2～(14) (略)
(略)	
都市政策課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) <u>土地区画整理法</u> (昭和29年法律第 119号)第20条第3項 (同法第39条第2項 において準用する場 合を含む。)の規定に より、意見書を審査 し、採択すべきでな い旨を通知するこ と。	(1) <u>土地区画整理法</u> 第 20条第1項(同法第 39条第2項において 準用する場合を含 む。)の規定により、 事業計画縦覧を関係 市町村長に命ずるこ と。
(2) <u>土地区画整理法</u> 第 51条の8第3項(同 法第51条の10第2項 において準用する場 合を含む。)の規定に より、意見書を審査 し、採択すべきでな い旨を通知するこ と。	(2) <u>土地区画整理法</u> 第 51条の8第1項(同 法第51条の10第2項 において準用する場 合を含む。)の規定に より、基準及び事業 計画縦覧を関係市町 村長に命ずること。
(3) <u>土地区画整理法</u> 第 55条第4項(同条第 13項において準用す る場合を含む。)の規 定により、採択すべ きでない旨を通知す ること。	(3) <u>土地区画整理法</u> 第 55条第3項(同条第 13項において準用す る場合を含む。)の規 定により、意見書を 新潟県都市計画審議 会に付議すること。
(4) <u>土地区画整理法</u> 第 125条第5項及び第 6項の規定により、 総会等の招集及び理 事等の解任投票の代 行をすること。	(4) <u>土地区画整理法</u> 第 74条の規定により、 簿書の閲覧等を求め ること。
(5)～(13) (略)	(5) <u>土地区画整理法</u> 第 75条の規定により、 技術的援助をするこ と。
(14) <u>都市再開発法</u> (昭和44年法律第38 号)第7条の9第1 項の規定により、第 1種市街地再開発事 業の施行を認可する こと。	(6) <u>土地区画整理法</u> 第 123条第1項の規定 により、個人施行者 等に対して勧告、助 言等を行うこと。
(15) <u>都市再開発法</u> 第	(7) <u>土地区画整理法</u> 第 136条の規定により、 農業会議等の意見を 聴くこと。
	(8)～(16) (略)

7条の17第4項の規定により、規約を認可すること。

(16) 都市再開発法第7条の20第1項の規定により、第1種市街地再開発事業の終了を認可すること。

(17) 都市再開発法第11条第1項の規定により、市街地再開発組合の設立を認可すること。

(18) 都市再開発法第16条第3項（同法第38条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、意見書を審査し、採択すべきでない旨を通知すること。

(19) 都市再開発法第41条第3項（同法第106条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、滞納処分を認可すること。

(20) 都市再開発法第45条第4項の規定により、組合の解散を認可すること。

(21) 都市再開発法第49条の規定により、決算報告書を承認すること。

(22) 都市再開発法第51条第1項（同法第56条において準用する場合を含む。）の規定により、設計の概要を認可すること。

(23) 都市再開発法第72条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、権利変換計画を認可すること。

(24) 都市再開発法第118条の6第1項（同

(17) 都市再開発法第7条の5第1項及び第2項の規定により、違反者に対し、必要な措置を命ずること。

(18) 都市再開発法第7条の6第2項の規定により、土地の買取りの申出の相手方を定めること。

(19) 都市再開発法第16条第1項（同法第38条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、事業計画縦覧を関係市町村長に命ずること。

(20) 都市再開発法第66条第4項及び第5項の規定により、土地の原状回復等を命ずること。

(21) 都市再開発法第124条第1項の規定により、市街地再開発事業に関し、勧告等を行うこと。

(22) 都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）第18条第2項の規定により、解任投票所等を定めること。

(23)～(27) (略)

(23)～(27) (略)



(25)～(33) (略)
---------------

<u>条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、管理処分計画を認可すること。</u> (25)～(33) (略)
--

都市整備課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) <u>土地区画整理法</u> (昭和29年法律第119号)第20条第3項 (同法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、意見書を審査し、採択すべきでない旨を通知すること。	(3) <u>土地区画整理法</u> 第20条第1項 (同法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、事業計画縦覧を関係市町村長に命ずること。
(4) <u>土地区画整理法</u> 第51条の8第3項 (同法第51条の10第2項において準用する場合を含む。)の規定により、意見書を審査し、採択すべきでない旨を通知すること。	(4) <u>土地区画整理法</u> 第51条の8第1項 (同法第51条の10第2項において準用する場合を含む。)の規定により、基準及び事業計画縦覧を関係市町村長に命ずること。
(5) <u>土地区画整理法</u> 第55条第4項 (同法第13項において準用する場合を含む。)の規定により、採択すべきでない旨を通知すること。	(5) <u>土地区画整理法</u> 第55条第3項 (同法第13項において準用する場合を含む。)の規定により、意見書を新潟県都市計画審議会に付議すること。
(6) <u>土地区画整理法</u> 第125条第5項及び第6項の規定により、総会等の招集及び理事等の解任投票の代行をすること。	(6) <u>土地区画整理法</u> 第74条の規定により、簿書の閲覧等を求めること。
(7) <u>都市再開発法</u> (昭和44年法律第38号)第7条の9第1項の規定により、第1種市街地再開発事業の施行を認可すること。	(7) <u>土地区画整理法</u> 第75条の規定により、技術的援助をすること。
(8) <u>都市再開発法</u> 第7	(8) <u>土地区画整理法</u> 第123条第1項の規定により、個人施行者等に対して勧告、助言等をすること。
	(9) <u>土地区画整理法</u> 第136条第1項の規定により、農業委員会等の意見を聴くこ

都市整備課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)

- 条の17第4項の規定により、規約を認可すること。
- (9) 都市再開発法第7条の20第1項の規定により、第1種市街地再開発事業の終了を認可すること。
- (10) 都市再開発法第11条第1項の規定により、市街地再開発組合の設立を認可すること。
- (11) 都市再開発法第16条第3項（同法第38条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、意見書を審査し、採択すべきでない旨を通知すること。
- (12) 都市再開発法第41条第3項（同法第106条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、滞納処分の認可をすること。
- (13) 都市再開発法第45条第4項の規定により、組合の解散を認可すること。
- (14) 都市再開発法第49条の規定により、決算報告書を承認すること。
- (15) 都市再開発法第51条第1項（同法第56条において準用する場合を含む。）の規定により、設計の概要を認可すること。
- (16) 都市再開発法第72条第1項（同法第4項において準用する場合を含む。）の規定により、権利変換計画を認可すること。
- (17) 都市再開発法第118条の6第1項（同
- と。
- (10) 都市再開発法第7条の5第1項及び第2項の規定により、違反者に対し、必要な措置を命ずること。
- (11) 都市再開発法第7条の6第2項の規定により、土地の買取りの申出の相手方を定めること。
- (12) 都市再開発法第16条第1項（同法第38条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、事業計画縦覧を関係市町村長に命ずること。
- (13) 都市再開発法第66条第4項及び第5項の規定により、土地の原状回復等を命ずること。
- (14) 都市再開発法第124条第1項の規定により、市街地再開発事業に関し、勧告等を行うこと。
- (15) 都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）第18条第2項の規定により、解任投票所等を定めること。

条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、管理処分計画を認可すること。

(略)  
(略)

別表第5 (第14条の2 関係)

(略)

地域振興局の農林振興部長、農業振興部長及び農村整備部長専決事項

- (1) (略)
- (2) 農地法第4条第8項の規定による農地の転用の協議を受けること。
- (3)～(7) (略)
- (8) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)第7条第4項第1号の規定による設備整備計画の同意をすること。
- (9) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第8条第4項において準用する同法第7条第4項第1号の規定による設備整備計画の変更の同意をすること。
- (10) (略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長(農村振興担当)専決事項

- (1) (略)
- (2) 農地法第4条第8項の規定による農地の転用の協議を受けること。
- (3)～(7) (略)
- (8) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項第1号の規定による設備整備計画の同意をすること。
- (9) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第8条第4項において準用する同法第7条第4項第1号の規定による設備整備計画の変更の同意をすること。
- (10) (略)

別表第6 (第15条関係)

- (1)・(2) (略)
- (3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を	専決事項
-------	------

(略)  
(略)

別表第5 (第14条の2 関係)

(略)

地域振興局の農林振興部長、農業振興部長及び農村整備部長専決事項

- (1) (略)
- (2) 農地法第4条第5項の規定による農地の転用の協議を受けること。
- (3)～(7) (略)
- (8) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)第7条第4項第2号の規定による設備整備計画の同意をすること。
- (9) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第8条第4項において準用する同法第7条第4項第2号の規定による設備整備計画の変更の同意をすること。
- (10) (略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長(農村振興担当)専決事項

- (1) (略)
- (2) 農地法第4条第5項の規定による農地の転用の協議を受けること。
- (3)～(7) (略)
- (8) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項第2号の規定による設備整備計画の同意をすること。
- (9) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第8条第4項において準用する同法第7条第4項第2号の規定による設備整備計画の変更の同意をすること。
- (10) (略)

別表第6 (第15条関係)

- (1)・(2) (略)
- (3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を	専決事項
-------	------

有する者	
(略)	
県税部 副部長 (村上収 税担当、 新津収税 担当、柏 崎収税担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当を除 く。)	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 収税関係 ア～カ (略)</p> <p>キ <u>地方税法第15条第1項、第2項及び第4項の規定による徴収の猶予、同法第15条の3の規定による徴収の猶予の取消し並びに新潟県県税条例第9条の2の規定による分割納付等の決定等</u>をすること (いづれも<u>猶予の期間が1年を超えない徴収の猶予に係るものに限る。</u>)。</p> <p>ク <u>地方税法第15条の5第1項及び同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予、同法第15条の5の3第2項において準用する同法第15条の3の規定による職権による換価の猶予の取消し並びに新潟県県税条例第9条の5の規定による分割納付等の決定等</u>をすること (いづれも<u>猶予の期間が1年を超えない職権による換価の猶予に係るものに限る。</u>)。</p> <p>ケ <u>地方税法第15条の6第1項及び同条第3項において準用する同法第15条第4項の規定による申請による換価の猶予、同法第15条の6の3第2項において準用する同法第15条の3の規定による申請による換価の猶予の取消し並びに新潟県県税条例第9条の8の規定による分割納付等の決定等</u>をすること (いづれも<u>猶予の期間が1年を超えない申請による換価の猶予に係るものに限る。</u>)。</p> <p>コ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p>
県税部 副部長 (村上収	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 収税関係 ア～カ (略)</p>

有する者	
(略)	
県税部 副部長 (村上収 税担当、 新津収税 担当、柏 崎収税担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当を除 く。)	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 収税関係 ア～カ (略)</p> <p>キ <u>地方税法第15条の規定による徴収猶予(猶予の期間が1年を超えないものに限る。)</u>及び<u>同法第15条の3の規定による徴収猶予の取消し</u>をすること。</p> <p>ク <u>地方税法第15条の5の規定による換価の猶予(猶予の期間が1年を超えないものに限る。)</u>及び<u>同法第15条の6の規定による換価の猶予の取消し</u>をすること。</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p>
県税部 副部長 (村上収	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 収税関係 ア～カ (略)</p>

<p>税担当、新津収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当に限る。）</p>	<p>キ <u>地方税法第15条第1項、第2項及び第4項の規定による徴収の猶予、同法第15条の3の規定による徴収の猶予の取消し並びに新潟県県税条例第9条の2の規定による分割納付等の決定等</u>をすること（<u>いずれも猶予の期間が1年を超えない徴収の猶予に係るものに限る。</u>）。</p> <p>ク <u>地方税法第15条の5第1項及び同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予、同法第15条の5の3第2項において準用する同法第15条の3の規定による職権による換価の猶予の取消し並びに新潟県県税条例第9条の5の規定による分割納付等の決定等</u>をすること（<u>いずれも猶予の期間が1年を超えない職権による換価の猶予に係るものに限る。</u>）。</p> <p>ケ <u>地方税法第15条の6第1項及び同条第3項において準用する同法第15条第4項の規定による申請による換価の猶予、同法第15条の6の3第2項において準用する同法第15条の3の規定による申請による換価の猶予の取消し並びに新潟県県税条例第9条の8の規定による分割納付等の決定等</u>をすること（<u>いずれも猶予の期間が1年を超えない申請による換価の猶予に係るものに限る。</u>）。</p> <p>コ （略）</p> <p>カ （略）</p> <p>キ （略）</p> <p>ク （略）</p>	<p>税担当、新津収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当に限る。）</p>	<p>キ <u>地方税法第15条の規定による徴収猶予（猶予の期間が1年を超えないものに限る。）及び同法第15条の3の規定による徴収猶予の取消し</u>をすること。</p> <p>ク <u>地方税法第15条の5の規定による換価の猶予（猶予の期間が1年を超えないものに限る。）及び同法第15条の6の規定による換価の猶予の取消し</u>をすること。</p> <p>ケ （略）</p> <p>コ （略）</p> <p>カ （略）</p> <p>キ （略）</p>
<p>県税部 課税課長</p>	<p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>地方税法第53条第38項又は第39項の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書</u>を受理すること。</p> <p>(5) <u>地方税法第53条第40項及び地方税法施行令第24条の3第6項</u></p>	<p>県税部 課税課長</p>	<p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>地方税法第53条第44項又は第45項の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書</u>を受理すること。</p> <p>(5) <u>地方税法第53条第46項及び地方税法施行令第24条の3第6項</u></p>

	<p>(同令第24条の4第6項、第24条の4の2又は第24条の4の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、法人の県民税及び事業税の申告納付期限を延長した旨を通知すること。</p> <p>(6) 地方税法第53条第41項の規定により、法人の県民税に係る申告納付期限延長等を通知すること。</p> <p>(6)の2～(31) (略)</p>		<p>(同令第24条の4第6項、第24条の4の2又は第24条の4の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、法人の県民税及び事業税の申告納付期限を延長した旨を通知すること。</p> <p>(6) 地方税法第53条第47項の規定により、法人の県民税に係る申告納付期限延長等を通知すること。</p> <p>(6)の2～(31) (略)</p>
新潟地域振興局県税部直税第1課長	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地方税法第53条第38項又は第39項の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書を受理すること。</p> <p>(5) 地方税法第53条第40項及び地方税法施行令第24条の3第6項(同令第24条の4第6項、第24条の4の2又は第24条の4の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、法人の県民税及び事業税の申告納付期限を延長した旨を通知すること。</p> <p>(6) 地方税法第53条第41項の規定により、法人の県民税に係る申告納付期限延長等を通知すること。</p> <p>(6)の2～(11) (略)</p>	新潟地域振興局県税部直税第1課長	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地方税法第53条第44項又は第45項の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書を受理すること。</p> <p>(5) 地方税法第53条第46項及び地方税法施行令第24条の3第6項(同令第24条の4第6項、第24条の4の2又は第24条の4の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、法人の県民税及び事業税の申告納付期限を延長した旨を通知すること。</p> <p>(6) 地方税法第53条第47項の規定により、法人の県民税に係る申告納付期限延長等を通知すること。</p> <p>(6)の2～(11) (略)</p>
(略)		(略)	
健康福祉環境部環境センター長	<p>(1)～(19)の3 (略)</p> <p>(19)の4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項及び第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出を受理すること。</p> <p>(19)の5～(19)の7 (略)</p> <p>(19)の8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項(同法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出を受理すること。</p> <p>(19)の9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出を受理する</p>	健康福祉環境部環境センター長	<p>(1)～(19)の3 (略)</p> <p>(19)の4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出を受理すること。</p> <p>(19)の5～(19)の7 (略)</p> <p>(19)の8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出を受理すること。</p>

	<p>こと。</p> <p>(19)の10 (略)</p> <p>(19)の11 (略)</p> <p>(19)の12 (略)</p> <p>(19)の13 (略)</p> <p>(19)の14 (略)</p> <p>(19)の15 (略)</p> <p>(19)の16 (略)</p> <p>(19)の17 (略)</p> <p>(19)の18 (略)</p> <p>(19)の19 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等の届出を受理すること。</p> <p>(19)の20 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第2項の規定による非常災害のために必要な応急措置として産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等の届出を受理すること。</p> <p>(19)の21 (略)</p> <p>(19)の22 (略)</p> <p>(19)の23 (略)</p> <p>(19)の24 (略)</p> <p>(19)の25 (略)</p> <p>(19)の26 (略)</p> <p>(19)の27 (略)</p> <p>(19)の28 (略)</p> <p>(19)の29 (略)</p> <p>(19)の30 (略)</p> <p>(19)の31 (略)</p> <p>(19)の32 (略)</p> <p>(19)の33 (略)</p> <p>(20)～(72) (略)</p>		<p>(19)の9 (略)</p> <p>(19)の10 (略)</p> <p>(19)の11 (略)</p> <p>(19)の12 (略)</p> <p>(19)の13 (略)</p> <p>(19)の14 (略)</p> <p>(19)の15 (略)</p> <p>(19)の16 (略)</p> <p>(19)の17 (略)</p> <p>(19)の18 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等の届出を受理すること。</p> <p>(19)の19 (略)</p> <p>(19)の20 (略)</p> <p>(19)の21 (略)</p> <p>(19)の22 (略)</p> <p>(19)の23 (略)</p> <p>(19)の24 (略)</p> <p>(19)の25 (略)</p> <p>(19)の26 (略)</p> <p>(19)の27 (略)</p> <p>(19)の28 (略)</p> <p>(19)の29 (略)</p> <p>(19)の30 (略)</p> <p>(19)の31 (略)</p> <p>(20)～(72) (略)</p>
(略)		(略)	
新発田地域 振興局地域 整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第222号まで並びに第4項第1号から12号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項につ</p>	新発田地域 振興局地域 整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第212号まで並びに第4項第1号から12号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項につ</p>

	いては森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
(略)	
三条及び南魚沼の各地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第3項第134号、第135号及び第137号から第222号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
長岡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第222号まで並びに第4項に規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長、維持管理課長、与板維持管理事務所長及び小千谷維持管理事務所長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
(略)	

	いては森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
(略)	
三条及び南魚沼の各地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第3項第134号、第135号及び第137号から第212号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
長岡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第212号まで並びに第4項に規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長、維持管理課長、与板維持管理事務所長及び小千谷維持管理事務所長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
(略)	



上越地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第222号まで並びに第4項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長、維持管理課長及び上越東維持管理事務所長の専決事項を除き、上越地域振興局妙高砂防事務所の所長及び次長並びに上越地域振興局直江津港湾事務所の所長、次長及び業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）	上越地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第212号まで並びに第4項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長、維持管理課長及び上越東維持管理事務所長の専決事項を除き、上越地域振興局妙高砂防事務所の所長及び次長並びに上越地域振興局直江津港湾事務所の所長、次長及び業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）
佐渡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第3項第134号、第135号及び第137号から第222号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、副部長（港湾空港担当）、次長、庶務課長、維持管理課長及び業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）	佐渡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第3項第134号、第135号及び第137号から第212号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、副部長（港湾空港担当）、次長、庶務課長、維持管理課長及び業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）
(略)		(略)	
(4) (略)		(4) (略)	